



農業委員会だより わかやまし

第32号
令和5年12月1日発行
編集／発行 和歌山市農業委員会
〒640-8511 和歌山市七番丁23
電話 073-435-1147
http://www.city.wakayama.wakayama.jp
Eメール：nogyo-c@city.wakayama.lg.jp



～ 新規就農者の紹介～

山口地区在住 ^{いで はら} 出原 ^{ゆき や} 幸也さん (35歳) ^{いで はら} ^{あおい} 出原 葵さん (35歳)



【圃場にて出原さんご夫婦】

出原さんは、ご夫婦で昨年11月に奈良県から和歌山市へ移住されました。奈良県の実家は兼業農家で、幸也さんは無農薬栽培にこだわりがあり、奈良県では適した環境の農地が見つからず近隣県で移住先を探した結果、和歌山市への移住を決意し空き家の購入に至りました。幸也さんは工芸作家をされながら花農家やイチジク農家で農作業を学んだのち、自分自身もおいしいイチジクを作りたいと考え就農しました。多品種のイチジク栽培に力を入れており、初夏から晩秋まで季節ごとに旬のイチジクを提供していきたいとのことです。

将来的には、ご夫婦で、6次産業として「イチジクジャム」や「冷凍イチジク」などへの加工を検討しており、またケーキ店などと直接取引ができればいいなと考えています。また、今後も農地を拡大し放棄地の解消につとめて、人里と自然の境界線の役割を果たす、里山を守りたいと考えています。自然の循環や人とのつながりを意識し、持続できるような農業を目指すとのことです。



新体制がスタート！
会長就任のごあいさつ



農業委員会
会長 谷河 績

皆様方には、日頃から農業委員会の活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年7月、新農業委員19名が市長より任命され、9月には新農地利用最適化推進委員13名が農業委員会より委嘱されました。新体制となつてから初めての総会において、会長の大役に再任していただき、その責任の重大さを改めて痛感しているところです。

さて、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足、受け手が必要とする遊休農地の増加など大変厳しい状況が続いております。

こうした中で、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、「人・農地プラン」は、「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられたところであり、農業委員会としても、新たに農地利用の最適化活動における目標の設定や、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

皆様には一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

地域で頑張る農業者を紹介します！

西和佐地区在住 ^{きたずみ} **北住** ^{みつる} **充**さん(40歳)

岐阜県のご出身で、元々愛知県及び熊本県で酪農に従事しておりましたが、妻の実家がある和歌山市に移住したことを機に農業を始めました。令和3年5月から約2年間、紀の川市の農業法人において農業に従事し、農業技術を習得しました。現在、イチジクの栽培に力を入れており、うまく生育しないこともありましたが、農業法人での就農経験を活かし、軌道に乗ってきているとのこと。



【圃場にて北住さん】



また、今後パイプハウスを活用した収穫時期をずらしたイチジク栽培にも取り組んでいく予定とのこと。イチジクの他にもタマネギ等を栽培しており、今後はさらに規模を拡大し経営面積を拡大していきたいとのこと。



農地を相続したときは届出が必要です

相続で農地を取得した場合には農地法の許可は不要ですが、農業委員会に農地法第3条の3の届出が必要です。和歌山市ホームページにも様式を掲載していますので、ご活用ください。

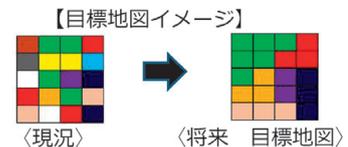
※令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されます。正当な理由なく申請を怠ったときは10万円以下の過料の適用対象となりますのでご注意ください。

人・農地プランから地域計画へ

農地の集約化等に向けた取り組みを加速化するため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、それに伴い、「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図を作成します。令和7年3月末までに計画及び地図を策定します。

★なお、目標地図の作成にあたり、意向の確認を行う場合がありますので、ご協力よろしくお願ひします。



農業者年金に加入しませんか

右記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入でき、税の優遇など様々なメリットがある制度です。

■加入・相談窓口 **最寄のJAわかやま 各支店**

※市内農業者年金加入者数・・・145人
(令和4年度末現在)

【加入要件】

- ①年齢要件…60歳未満※
 - ②国民年金の要件…国民年金第1号被保険者
 - ③農業上の要件…年間60日以上農業に従事
- ※一定の要件を満たす方については、加入年齢が65歳未満に引上げになりました。



農業サポート等情報コーナー

●農業インターンシップ事業のご案内

就農を検討される方で、農業体験を希望する方を募集しています。また、農業体験希望者を受け入れる農家さんに対し、1組につき1日・1千円（上限1万円）の補助を行います。

●農業用井戸の設置等の費用への支援

農業用井戸の設置を行う方に対し、1件5万円（上限）の補助を行います。

●農業体験農園等への支援

農業体験農園等の開設等を行う方に対し、1件50万円（上限）の補助を行います。

●鳥獣（イノシシなど）の被害防止対策への支援

農作物のイノシシ等被害防止対策のための金網・電気柵等を設置する場合、4万円以上の資材購入費に対し2万円の補助を行います。

●認定農業者制度について

和歌山市等が農業経営のスペシャリストとして認定することで、国の支援を受けられる制度です。国の支援策の融資や、補助金が受けられるなどのメリットがあります。

お問い合わせ

和歌山市役所農林水産課 ☎ 073-435-1049

野焼きについて

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則禁止とされています。農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については、焼却の例外とされていますが、野焼きしない方法をご検討ください。

お問い合わせ

和歌山市役所農林水産課 ☎ 073-435-1049

和歌山市役所一般廃棄物課 ☎ 073-435-1352

農業委員会からのお知らせ

- 農業委員会総会は、毎月10日前後に開催しております。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。
- 農地を放置していると、病害虫の発生源や有害獣のすみかとなる恐れがあり、周辺の農地に悪影響を及ぼすことになるため、草刈をするなど適正な維持管理をしてください。（農地法第2条の2）
- 農地法第3条、4条、5条の許可申請の締切は前月の21日（土、日、祝日の場合は翌開庁日になります）
- 農地を農地以外の用途に変更する（農地転用）には許可・届出が必要です。必ず事前に農業委員会にご相談ください。

わたしたちは 農業者を応援しています

農 業 委 員



会 長
たにがわ いさお
谷河 績



副会長
やまもと しげき
山本 茂樹



いぐち けん
井口 健



なかむら ひろむ
中村 弘



よしなか まさぞう
吉中 雅三



そね みつひこ
曾根 光彦



おがた やすひろ
小方 保寛



いのうえ なおき
井上 直樹



やぶ としあき
藪 利昭



ふじた じょうじ
藤田 城司



ばんどう のりよし
坂東 紀好



かさの きくお
笠野 喜久雄



まるやま まさる
丸山 勝



よしかわ まつお
吉川 松男



ほり よしこ
堀 良子



ゆかわ とくひろ
湯川 徳弘



きし としのぶ
貴志 年伸



ふじい ともひこ
藤井 友彦



いわはし あきひろ
岩橋 章博



たにがわ しんじ
谷河 真次
(北西部)



ふじわら よしのり
藤原 良規
(北部)



つじ あきふみ
辻 朗文
(北部)



おぐり せいじ
小栗 誠二
(北部)



たかから まさゆき
高倉 理行
(東部)



いもと ひろたか
井本 博隆
(東部)



さかもと ひろき
坂本 浩城
(東部)



くりもと けいじ
栗本 恵司
(東部)



わだ ひでとし
和田 英敏
(南部)



なかすじ よしあき
中筋 美晶
(南部)



まつお きよし
松尾 清
(南部)



あつそ ともゆき
且来 倫之
(南部)



みなかた まさや
南方 昌也
(南西部)

農地利用最適化推進委員

